

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

10年ぶり診療報酬増で患者負担増 救急の特別料金徴収制度は見送り

病院など医療機関に支払われる診療報酬が10年ぶりに増額され、4月から医療にかかる値段が変更される。このプラス改定は、深刻化する「医療崩壊」を食い止めるための予算の増額配分である。診療所の再診料は減額されるなど、限られた予算の中でギリギリのやり繰りの末、支払い・診療側が手にした妥協点だった。

診療報酬は税と保険料、患者の自己負担で賄われるため、その引き上げは国民一患者の負担増を伴う結果となる。増額の大半が入院治療に配分されるのは、病院勤務医の待遇改善が狙い。

地域の医師が当番を務める救急病院で新設されたのは、休日・夜間診療を受けると1,000円が加算されるというもの。2次救急医療機関に搬送されると入院料は一日当たり6,000円から

8,000円に増額。妊婦の「たらい回し」をなくすために救急搬送された妊産婦の入院費の大幅増やリスクの高い出産の料金も上がる。再診料は90円アップと病院への配分を厚くした。

また、「発熱したが心配」などの軽症患者がその日に帰宅できたら特別料金を徴収することの制度化は、今回見送られた。本来は重症者のためにある救急病院や救急車だが、総務省によると救急車搬送年間約500万人の過半数は軽症患者だったことは由々しき問題である。

救急車や病院は、タクシー代わりでも家庭医でもない。安心や納得を得るための行為は医療制度全体にも及ぶ小さな波紋と自戒したいものだ。

消費税の申告期限は3月31日まで 事業用資産の譲渡では申告に注意

2009年分消費税の確定申告の期限は3月31日までだが、国税当局は、消費税の申告に当たり、事業用資産の譲渡がある場合に誤りやすい事例を示して注意を促している。

建物等の譲渡収入のうち、事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入は消費税の課税売上に該当するので、消費税の課税事業者は、消費税の確定申告の際には、その譲渡収入を課税売上に含めて申告する必要がある。

まず、貸付用建物の譲渡に係る消費税の申告漏れが挙げられている。例えば、不動産賃貸業を営む消費税課税事業者は、複数保有する貸付用マンションのうちの1室を売却し、譲渡損失が生じていたことから、建物相当金額を課税売上に計上することは不要と判断し、消費税の申告を過少に行

っていたというものだ。

次に、負担付贈与による事業譲渡に伴う建物及び設備等に係る消費税の申告漏れがある。例えば、個人病院を経営していた消費税課税事業者は、土地建物及び医療関係機器を含む事業用設備等を負担付贈与で長男に譲渡した。この事業者は、その譲渡をした年分の事業所得及びその負担付贈与に係る譲渡所得等の確定申告は行っていたが、消費税の確定申告の際に、建物及び事業用設備等相当額を課税売上に計上することを失念していた。

このように、消費税については、納税者にとっては思わぬところで申告誤りがあるようなので、これらの事例を参照して消費税の申告内容を再点検したいものだ。